

【シンガポール事務所】 COVID-19 にかかる所管国の対応状況 (2020年6月29日 10:00 現在)

※表中の括弧書きの日付は発表日

国名 (感染者数等)	出入国規制	その他 (国内対策等)
インドネシア ・感染者：54,010 名 ・死亡者：2,754 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働許可証保持者等の一部を除く外国人の入国禁止 (3月31日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月29日以降も緊急事態宣言を延長 (5月27日)</li> <li>ジャカルタ特別州※等の一部地域で実施されている大規模な社会制限 (学校休校、娯楽施設の閉鎖、在宅勤務の実施) の延長 (6月14日)</li> <li>※ジャカルタ特別州では、大規模な社会制限の延長とともに、6月30日までを移行期間第1フェーズと位置付け、一部の制限を緩和</li> </ul>
カンボジア ・感染者：141 名 ・死亡者：0 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の欧州、米、イランへの渡航を禁止 (3月15日)</li> <li>欧州、米、イランから帰国した国民は14日間隔離 (3月15日)</li> <li>ビザ免除措置、観光ビザ及び到着ビザの発給停止を無期限延長 (4月16日)</li> <li>伊、独、西、仏、米、イランからの外国人の入国禁止措置を解除 (5月20日)</li> <li>全入国者にPCR検査実施 (5月20日)</li> <li>PCR検査の結果、同一フライトに陽性の者がいなかった場合でも、全乗客は入国後14日間の自主隔離 (6月10日)</li> <li>6月11日以降に入国する外国人の防疫措置に係る費用 (検査費、指定施設滞在費等) は自己負担と発表 (6月11日)</li> <li>6月19日から一定の条件下でビジネス関係者、学生等を対象にベトナムとの国境旅行制限を撤廃 (6月23日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全学校の休校 (3月14日)</li> <li>博物館、クラブ等の閉鎖、宗教的な集会等の禁止 (3月17日)</li> <li>タイとカンボジアの国境が貨物を除き閉鎖 (3月22日)</li> <li>6月1日から博物館が再開 (5月20日)</li> <li>6月1日から無観客及び選手、コーチ等100人以下の状況でのスポーツを再開 (5月25日)</li> <li>南部のリゾート地・シアヌークビルの公共ビーチを国内外の観光客に解放 (6月9日)</li> </ul>
シンガポール ・感染者：43,459 名 ・死亡者：26 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポール政府は、自国民に対して、全ての海外渡航をとりやめるよう呼びかけ (3月18日)</li> <li>全ての渡航者 (シンガポール人含む) は、入国後14日間の隔離 (4月9日)</li> <li>6月2日から一定の条件下でのトランジットを再開 (5月20日)</li> <li>特定の国との間で、一定の条件下における国境再開を交渉・検討 (5月28日)</li> <li>6月8日から中国 (上海等の6都市・省) との間でビジネスまたは外交上重要とみなされる渡航を再開 (6月3日)</li> <li>長期滞在ビザ保有者への入国許可数を今後数週間で増やす方針を発表。また、6月18日から日本等の10か国・地域に14日以上滞在していた国民及び長期滞在ビザ保有者の隔離場所を指定施設から自宅等に変更 (隔離期間は14日間) (6月15日)</li> <li>マレーシアとの間で、段階的な両国間の移動の再開を合意 (6月27日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出時のマスク着用を義務化 (4月14日)</li> <li>外出は1名で行動するよう要請 (4月21日)</li> <li>6月2日から MRT 等重要な建設事業の再開 (5月15日)</li> <li>6月2日から3段階に分けて行動規制を緩和していく方針を発表。6月2日から始まるフェーズ1では、小売店や一部のサービスを除き、感染可能性の低い業種の事業所や学校を段階的に再開 (5月19日)</li> <li>6月19日からフェーズ2に移行し、一定の条件下での外食や小売業再開、5人までの集会等を許可。また、6月29日から学校 (高等教育機関除く) を完全再開 (6月15日)</li> <li>7月1日から一定の条件下で図書館を再開 (6月24日)</li> </ul>
タイ ・感染者：3,162 名 ・死亡者：58 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>首相が認める者や労働許可証保持者等の一部を除く外国人の入国禁止 (3月25日)</li> <li>6月30日まで国際線旅客機のタイへの飛行禁止を延長 (5月16日)</li> <li>感染抑制に成功している国・地域との間で入国規制を緩和する計画を策定する旨を発表 (6月17日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月30日まで非常事態宣言を延長 (5月26日)</li> <li>6月15日から全土の夜間外出禁止措置を解除 (6月12日)</li> <li>6月15日から日常生活に関わるほぼ全ての施設 (パブ、バー、カラオケ等除く) や活動を感染予防措置のもと再開 (6月12日)</li> <li>6月15日からバンコク市内の地下鉄やバス等の運行を正常化 (6月15日)</li> <li>7月1日から学校を再開 (6月27日)</li> </ul>
フィリピン ・感染者：35,455 名 ・死亡者：1,244 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国、韓国 (大邱市等)、イラン、伊からの入国を制限 (3月14日)</li> <li>全在外公館において査証発給を一時的に停止するとともに、ビザ免除措置を一時的に停止 (3月19日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6か月間の災害事態宣言発表 (3月17日)</li> <li>5月3日から全ての国際空港の運用を一時的に停止、5月10日以降は特定の航空便に限り発着を許可 (5月9日)</li> <li>6月16日から30日まで、二段階に見直したコミュニティ隔離レベルを四段階に再度見直し、緩和されていた一部規制を厳格化したうえで隔離措置を継続 (6月15日)</li> <li>一部の地域を除き、一定の条件下で、レストラン、カフェ、バーでの食事を夜9時まで許可 (6月22日)</li> </ul>
ブルネイ ・感染者：141 名 ・死亡者：3 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民は特別な理由がない限り、出国禁止 (3月16日)</li> <li>外国人の入国禁止 (トランジット含む) (3月23日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レストラン、スポーツ施設、マーケット等が一定の条件のもと営業再開 (5月15日)</li> <li>6月15日から老人センター、博物館、図書館、インターネットカフェ等が一定の条件下で営業再開するとともに、すでに営業再開しているレストラン、スポーツ施設、マーケット等の活動範囲を拡大 (6月13日)</li> <li>6月18日から小、中、高校、専門学校等の教育機関、学習塾、音楽教室等の活動範囲を拡大 (6月15日)</li> </ul>
ベトナム ・感染者：355 名 ・死亡者：0 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての国に対してビザ発給を停止 (3月18日)</li> <li>日本に対するビザ免除措置を停止 (3月19日)</li> <li>全ての渡航者 (ベトナム人含む) の入国禁止 (3月21日)</li> <li>ラオス、カンボジアとの国境を閉鎖 (3月31日)</li> <li>7月1日以降、日本を含む80か国へのビザ発行を決定 (5月26日)</li> <li>日本との間で、渡航制限を段階的に緩和することで同意した旨を発表 (6月19日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハノイ市は感染拡大防止策 (マスク着用、デマ情報を投稿しないこと等) に違反した者への罰則を導入 (4月4日)</li> <li>全ての省と市を高、中、低リスク地域に分類し、行動制限を継続するとともに、一部地域では規制を緩和 (4月23日)</li> <li>必要不可欠な分野以外 (ディスコとカラオケを除く) の営業再開を許可 (5月7日)</li> <li>ディスコとカラオケの営業再開を許可 (6月9日)</li> </ul>

<p>マレーシア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者：8,634名</li> <li>・死亡者：121名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月10日以降に入国する外国人※・国民は、入国時に健康診断・ウイルス検査を受け、陽性又は症状がある場合は病院で治療、陰性でも入国後の自己隔離が必要（6月9日）</li> <li>● 6月10日以降に入国する外国人※は入国前3日以内のウイルス検査の陰性証明書、入国承認状の提示が必要（6月11日）</li> </ul> <p>※外国人の入国は原則不可だが、例外として、国民の外国人配偶者・子女、永住者、外交官等のみが入国を認められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時的に廃止されていたMM2H（長期滞在ビザ）パス保有者の再入国手続きの新ガイドラインを発表（6月15日）</li> <li>● 一部駐在員の事前入国許可の免除、グリーンゾーン国※からの入国者の自宅隔離の免除等の入国制限緩和のほか、医療ツーリストや外国人学生等にかかる入国手続を発表（6月19日）</li> </ul> <p>※当初、日本を含む6か国とされたが、6月24日にシンガポール、ブルネイ、豪州、ニュージーランドの4か国とする旨、改めて発表（相手国と合意した場合に緩和を実施予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本国籍者は入国前3日以内のウイルス検査を免除（6月24日）</li> <li>● シンガポールとの間で、段階的な両国間の移動の再開を合意（6月27日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月9日で条件付き活動制限令を終了し、6月10日～8月31日、回復のための活動制限令を実施。国外渡航やスポーツ大会開催、パブ・ナイトクラブの営業等を除き大半の社会・経済活動を許可（6月7日）</li> <li>● 6月24日から学校を段階的に再開（今年の卒業予定者から学校復帰）（6月10日）</li> <li>● 7月1日から全国の幼稚園、保育園を再開（6月15日）</li> <li>● 上限250名等、一定の条件下での会議、セミナー等の開催を許可（6月17日）</li> <li>● 国民の雇用確保のため年末まで新規の外国人労働者の受け入れを凍結（6月22日）</li> <li>● 7月1日からスパ、マッサージ等の営業再開（6月26日）</li> </ul>
<p>ミャンマー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者：299名</li> <li>・死亡者：6名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 14日以内に中国（湖北省）、韓国（大邱市、慶尚北道）に滞在した外国人の入国禁止（3月15日）</li> <li>● 隣接する国との国境を封鎖（3月19日）</li> <li>● 7月31日まで、外国人に対する21日間の隔離措置を延長（国民には入国後28日間の隔離を継続）（6月28日）</li> </ul> <p>※航空機搭乗前の7日間（自宅隔離）、入国後に7日間（施設隔離）に続き、7日間（自宅隔離）の合計21日間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 7月31日まで、国際線の民間旅客機の着陸禁止を延長（6月28日）</li> <li>● 7月31日まで、全てのビザ（外交、国連機関等除く）の発給停止を延長（6月28日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工場について、政府の査察により感染予防対策ができていると承認を受けた工場のみ操業可能（4月19日）</li> <li>● 首都ネピドーへの入域規制（4月30日）</li> <li>● 5月13日からヤンゴン地域内でのマスク着用を義務化（5月12日）</li> <li>● 7月21日から高校、8月4日から中学校、8月11日から小学校を再開（5月26日）</li> <li>● 5月28日から職場や許可を受けたレストラン等での5人以上の集会を許可（5月28日）</li> <li>● 6月15日から1地区を除きヤンゴン地域での行動制限を解除（同地域内での夜間外出制限は継続）（6月14日）</li> </ul>
<p>ラオス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者：19名</li> <li>・死亡者：0名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人の入国禁止（生活必需品の輸送目的除く）（3月30日）</li> <li>● 6月30日まで、国境閉鎖期間とビザ発給一時停止期間を延長（5月29日）</li> <li>● 6月30日まで、緊急の必要がある一部の外国人（外交官、国際機関職員等）の入国許可を延長（5月29日）</li> <li>● 6月30日まで、入国する外国人は事前の入国許可、検査証明書提示のほか、入国後14日間の隔離が必要（6月2日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 結婚式や集会等の中止又は延期（3月10日）</li> <li>● 娯楽施設（カラオケ、バー等）の閉鎖（3月29日）</li> <li>● 6月2日から6月30日まで、通常出勤・国内移動許可の延長、営業許可の対象拡大（工場、映画館、ナイトマーケット等）、学校の再開、各種スポーツ競技（無観客）の許可等の緩和措置を実施（5月29日）</li> <li>● 政府は19名の全感染者が回復し、59日間新規感染者が発生していないことから、勝利宣言を発表（6月11日）</li> </ul>
<p>インド</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者：528,859名</li> <li>・死亡者：16,095名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外交、公用、国連、就労、プロジェクトビザ以外の全てのビザの効力を停止（3月12日）</li> <li>● 隣接する国との国境を封鎖（3月16日）</li> <li>● 6月1日からチャーター便利用でのビジネス目的による入国を許可（6月1日）</li> <li>● 7月15日まで全ての国際線定期旅客航空便のインドへの着陸を禁止延長（6月26日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ムンバイ市等では、公共の場でのマスク着用を義務化。違反者へは罰則が科される（4月8日）</li> <li>● 5月25日から国内線での移動を再開（5月20日）</li> <li>● 5月31日を以て、一部地域を除き全土封鎖措置を終了し、段階的に規制緩和。第一段階（6月8日から）では、ホテル、レストラン、ショッピングモール等を再開する一方、学校、娯楽施設等は引き続き閉鎖（5月30日）</li> <li>● 3月に予定していた上院議員選挙を6月19日に実施（6月1日）</li> <li>● 6月19日からタミルナドゥ州の一部地域（チェンナイ含む）で都市封鎖を再実施（6月15日）</li> <li>● 6月29日からカルナータカ州（ベンガルール含む）で外出規制を再強化（6月27日）</li> </ul>
<p>スリランカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者：2,037名</li> <li>・死亡者：11名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 到着ビザの発給を停止（3月11日）</li> <li>● 14日以内に伊、韓国、イラン、墺、デンマーク、仏、独、蘭、スウェーデン、西、スイス、バーレーン、カタール、英、ベルギー、ノルウェーへの滞在歴がある渡航者は指定施設で14日間隔離（3月17日）</li> <li>● 感染が収まるまで、旅客船での入国を禁止（3月22日）</li> <li>● 8月1日から、政府のガイドラインの下での観光客受け入れを再開（6月5日）</li> <li>● スリランカ滞在中の外国人に発給済みの全ビザの効力を7月11日まで延長（6月9日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月20日に延期していた総選挙（当初予定4月25日）を8月5日に再延期（6月10日）</li> <li>● 6月28日から外出禁止令を解除（6月28日）</li> </ul>